

職員措置請求に係る監査結果

政務調査費に係る住民監査請求

平成20年10月9日

稚内市監査委員

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求書の提出

平成 20 年 8 月 13 日

3 請求の内容

本件措置請求の内容は、以下のとおりである。

(1) 主張要旨

平成 19 年度において稚内市議会議員 8 名に交付された政務調査費の全部又は一部を返還させる措置を市長に求める。

- ① 議員活動報告としての“はがき・チラシ”の印刷、発送等に要した経費は“はがき”等の枚数から考えると、議員の後援会会員に送付するための「議員活動報告書」と判断され、これは選挙運動に当たるものであり、地方自治法第 100 条第 13 項の規定に反するものである。
- ② パソコン・電子辞書の購入経費は個人用として他に持っていれば別だが、そうでなければ、個人での使用と議員活動での使用と両方での使用が可能であり、一般的に考えると個人での使用がどうしても多くなるといえる。
- ③ パソコン・電子辞書等の購入時期について、政務調査費「収支報告書」の提出間近に購入している議員がおり、これはまさに予算消化の駆け込み購入と考えられるものであり、この時期に購入しなくてもよいものである。

(2) 措置要求

稚内市長に対し、稚内市議会議員 8 名に係る平成 19 年度政務調査費のうち下記の額を返還させる措置を要求する。

① A 議員	228,030 円	
② B 議員	7,150 円	
③ C 議員	35,150 円	
④ D 議員	59,026 円	
⑤ E 議員	188,730 円	
⑥ F 議員	115,737 円	
⑦ G 議員	154,848 円	
⑧ H 議員	360,000 円	返還要求合計額 1,148,671 円

(3) 事実を証する書面

- ① 「稚内市議会政務調査費収支報告書」〔平成 19 年度分〕(A 議員外 7 名分)
- ② 「領収書等」(写し)

③「ハガキ」(写し)

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法第 242 条第 1 項に定める要件を具備しているものと認め、受理した。

2 監査委員

法第 199 条の 2 の規定により、松本勝利委員は除斥され、安藤重治委員が監査を行う。

3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成 20 年 9 月 9 日、請求人に対し法第 242 条第 6 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

請求人が出席して陳述を行ったが、新たな証拠の提出はなく、請求書の趣旨を補足する陳述を行った。

4 関係職員の事情聴取

平成 20 年 9 月 8 日、議会事務局を監査対象部局として請求書に関連する関係書類及びその他証拠書類など必要な資料の提出を求めるとともに、議会事務局職員から本件請求について事情聴取を行った。

(1) 議会事務局職員の事情聴取

① 稚内市議会政務調査費交付条例の運用について

議会事務局としては、地方自治法第 100 条第 13 項の規定に基づき「稚内市議会政務調査費交付条例」第 8 条において使途の基準を定めている。また「運用指針」に照らしても 19 年度の政務調査費は適法に使用されていると判断している。

② 広報費の支出と後援会活動との関係について

広報費による“はがき・チラシ”の発送は、誤解される可能性があるのでは？と議員と話したことがあるが、当議員は後援会活動ではなく議員報告を行っているということであり、事務局としては発送先が分からない中ではそれ以上の精査は出来ない。議員活動と後援会活動の線引きは難しい。

③ 事務機器の購入費及び購入時期について

事務局としては、他にパソコンを保有しているかどうかは確認していない。

10 万円を上限とした理由については、平成 16 年当時パソコンは 20 万円程度の価格であったと思う。その 1/2 程度を政務調査費とし、残りは自己負担とすることにしたと記憶している。

購入時期の問題については、条例にも運用指針においても特に定めはなく議員任期4年の1年目であり、今後の議員活動に使用するものと判断した。

電子辞書についても、支出不可と明記されていない以上、購入できないとは言えない。

④ 使途基準の運用について

運用指針から逸脱しているかどうかで判断している。明らかに逸脱しているものであれば指摘し、意見をいうことになる。各議員の考え方として広報費を議員活動として使途することは何ら問題ないとの認識である。最終的な説明責任は使途した議員にあるものであり、議長の調査権がどの範囲まで及ぶのか定かでない面もあるが、事務局としての限界もある。

⑤ 運用指針について

「稚内市議会政務調査費に係る運用指針」（H16.6 制定）の法的拘束力について条例規則より拘束力は弱いものであるが、有効性はあるものと考えている。

平成16年に会派代表者会議により策定されたものであり、議員各位の認識にもよるが見直しは必要と考えている。

(2) 関係書類等の事実確認

以下の書類について提出を求め、政務調査費の交付状況、額の確定について確認を行うとともに「収支報告書」及び添付書類の内容と住民監査請求における主張内容の事実関係とを照合した結果、政務調査費の計上額等で一部誤りがあったが、他は請求内容と一致することを確認した。

なお確認した交付額及び支出経費の内訳については別表として記載した。

① 確認した書類

- ア 稚内市議会政務調査費交付申請書
- イ 稚内市議会政務調査費交付決定通知書
- ウ 稚内市議会政務調査費交付請求書
- エ 稚内市議会政務調査費収支報告書〔添付書類を含む。〕
- オ 平成19年度稚内市議会政務調査費検査報告書

② 請求書の訂正事項

○ E議員

- ・ノートパソコン 139,650 円
- ・プリンター 19,155 円

上記金額については、これら購入代金合計額うち100,000円のみを政務調査費に計上していることを「収支報告書」関係書類及び議会事務局職員の事情聴取から確認した。

なお、他の議員に係る日付等の軽微な誤りについては、省略する。

5 関係人の調査

平成 20 年 9 月 12 日、A 議員、C 議員、E 議員の出席を求め、監査対象事項に係る事実関係の確認のため、事情聴取を行った。

(1) A 議員

① 購入パソコンの設置場所

所有するパソコンはこの 1 台であり、自宅に置いてあるが私的な用務で使う必要もなく、また実際に私的には使用していない。

② 購入時期

購入時期は、支払い領収書の通りであり、平成 20 年 3 月 21 日に購入している。

この時期については、これまでパソコンを使ったことがなく、また会派代表、市政に関する懸案事項もあり、パソコンを習得する時間もなかったため購入していなかった。

この時期に購入したのは、会派代表の役員改選もあり、また市政の懸案事項も解決したことから、今後の議員活動を考えた場合、質問原稿の作成等にパソコンを使うことになることから購入したものである。

駆け込み購入と言われるのは全く心外である。

(2) C 議員

① 購入パソコンの設置場所

所有するパソコンは当初会派において使用していたが、故障し修理が不能であるため現在は自宅に置いてある。

② 使用内容

使用した期間は、議会質問に関する情報収集、資料作成等で使用していた。

現在の情報化時代においてパソコンは必需品である。議会図書室にもパソコンは設置しているが情報保護の面から専用のパソコンが必要となる。

(3) E 議員

① 購入パソコン・電子辞書の設置場所

購入したパソコンは、自宅に置いてある。自宅には酪農経営用として別に 2 台のパソコンがあるが、これは妻が使用し、管理している。

購入パソコンは議会用としてのみ使用しており質問書の作成等に使っている。関係データもパソコンに保存している。

電子辞書は常にカバンの中に入れており、携帯している。使用内容については、議事録を閲覧するときや質問書を作成するときなど、漢字等の意味合いや解釈が様々にあるため使用している。電子辞書については完璧に議会用として使用している。

② 購入時期

購入時期は、支払い領収書の通りであり、平成 20 年 1 月 4 日に購入している。

③ 『運用指針』の運用と解釈

平成 19 年に議員になったとき、説明を受けまた熟読している。

事務機器購入費の取り扱いについては、例えば議員を辞めた場合残存価格で買い取る等の取り決めがあればそれに従う。

第 3 監査委員の判断

本件監査にあたっては、地方自治法第 100 条第 13 項の規定に基づく稚内市議会政務査費交付条例に規定する使途基準及び稚内市議会が策定した「稚内市議会政務調査費に係る運用指針」に定める使途内容の取り扱い指針を基本として、請求人の主張について判断する。

1 事務機器の購入

請求の対象となったパソコン、プリンター、電子辞書等の事務機器の購入については、稚内市議会政務調査費交付条例第 8 条に定める「政務調査費使途基準」（別表）において資料作成費として事務機器の購入費は認められているところであり、「稚内市議会政務調査費に係る運用指針」においても 10 万円を上限として支出が出来るものである。

請求人はパソコン・電子辞書については“利用頻度が一般的に考えると、個人的な使用が多くなる”と主張しているが、この主張を裏付ける事実証明の書類は何ら提出されておらず、また陳述の場においてもこれを補足する陳述はなく、請求人の推測に基づくものと言わざるをえない。

また、関係人調査においてパソコンの設置場所・利用内容・他の保有状況について事情聴取した結果、利用内容については請求対象とされた、A 議員・C 議員・E 議員のいずれもが、議員活動に必要とされる資料収集や資料の作成、議会質問の原稿の作成等に使用されており、私的な利用を疑わせる余地がないものと認定できるものである。

また、電子辞書についても、E 議員に対する調査の結果、使用の実態が議会活動に係る議事録の閲覧や質問原稿の作成における用語の解釈等に利用されており、当議員が平成 19 年度に初当選した新人議員であることを考慮すれば、議会用語や専門用語の解釈等に利用する必要性は理解できるものであって、当議員の陳述は認定できるものである。

2 事務機器の購入時期

請求人は、A 議員のパソコン購入が 3 月 21 日に購入していることをもって“予算消化の駆け込み購入であり、この時期に購入しなくてもよいものだ”と主張している。

これについては関係人調査における当議員の陳述によればパソコンの必要性は十分感じていながらもパソコンが操作出来ず、また習得する時間もなかったため購入していなかったが、習得する時間的な余裕が出来たことから購入した時期が 3 月 21 日となってしまった、と陳述している。

確かに請求人が主張するように、平成 19 年度における 4 回の定例会が終了した後に購入したことは、一般的に考えれば、当該年度の議会活動に利用することは出来ないの

ではないかという主張には理由があるようにも考えられる。

しかしながら、議員の任期が平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間であることを考え合わせると、購入後における 3 年間での議員活動に利用することを否定する理由はないものであり、したがって平成 19 年度の年度末に購入したことを以ってして議員活動に必要なかったとは言い切れないものである。

以上の判断については、E 議員における電子辞書の購入時期についても同様である。

3 広報費と後援会活動

広報費の使途については、稚内市議会政務調査費交付条例第 8 条に定める「政務調査費使途基準」（別表）において広報費として広報紙・報告書等の印刷代、送付料等は支出経費として認められているところである。

請求人は購入している枚数から判断して“議員の後援会会員に送付するための議員活動報告”であると主張しているが、この主張を裏付ける事実証明の書類は提出されておらず、また請求後に実施した陳述においてもこれを補足する証拠の提出及び陳述はなく請求人の推測の域を出ないものといわざるを得ない。

また、議会事務局から提出された「収支報告書」及び添付されている“広報はがき”等を個別に調査したところ平成 19 年度が議員選挙の年であり、一部議員において当選に対する謝礼の文言はあるものの、当選後の議会での活動報告や市政に関する意見や報告という内容であり、これを以ってしてこれら広報用のはがき等が後援会会員に対する議員活動であると認定するのには無理があると言わざるを得ない。

また、政務調査費が後援会活動や政党活動、選挙活動に使途できないことは市議会代表者会議で策定した「稚内市議会政務調査費に係る運用指針」（平成 16 年 6 月）においても明文化されており、また関係人の調査においても各議員が当選後に議会事務局からこの趣旨の説明を受けていることから、この取り扱いについては各議員において十分に周知されていることであり、議員活動報告がこれらの使途基準に沿って支出されているものと思料するものである。

なお、議員活動報告のはがき等の市民へ送付が公職選挙法で定める選挙活動に当たるか否かの判断は他の機関が所管するものであり、したがって監査委員は判断しえないものである。

第 4 監査の結果

以上述べたとおり、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認め請求を棄却する。

第 5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

政務調査費は、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の議会が担う役割がますます重要になってきたことに鑑み、議員の調査研究活動の充実を図る目的で制度化されたものである。

その使途に関しては議員の自律的な判断に委ねられ、広範な裁量が認められているものであるが、政務調査費が公費である以上、議員はその使途について市民に対して常に説明責任を負うべきものであり、この制度の適切な運用については議会の判断と責任に大きく委ねられている。

すでに稚内市議会においては、平成 16 年 6 月に会派代表者会議において「稚内市議会政務調査費に係る運用指針」を策定し、交付条例第 8 条において定める“使途の基準”を支出項目別により具体的な形での取り扱い基準を定め、政務調査費の透明性の向上と使途基準の明確化を図ってきたところである。

昨今、政務調査費の使途に対する市民の関心は高く、全国において政務調査費に対する住民監査請求や住民訴訟が提起されている状況に鑑み、市民の信頼に応えられる制度とするためにも、使途基準の一層の明確化を図ることが望まれるものである。

《参考資料》

○稚内市議会政務調査費交付条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、稚内市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

〔略〕

（使途の基準）

第8条 議員は、政務調査費を別表に定める使途の基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（収支報告書の提出）

第9条 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の証拠書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

〔略〕

（議長の調査）

第10条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条第1項の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとする。

〔略〕

附 則

1 この条例は、交付の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

政務調査費使途基準

項 目	内 容	具体的支出例
1 研究研修費	議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費 又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費	会場費、講師謝礼金、参加負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等
2 調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費	交通費、旅費、宿泊費等
3 資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又はリース代等
4 資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書購入費等
5 広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、宣伝するために要する経費	広報紙、報告書等の印刷代、送料、会場費等
6 広聴費	議員が住民からの市政の政策等に対する要望、意見を聴くための会議等に要する経費	会場費、印刷製本費、茶菓子代等
7 人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	職員費、賃金等
8 事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費	事務所の賃貸料及び維持管理費、備品及び事務機器の購入費又はリース代等
9 その他の経費	1 から 8 までに規定する経費以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費	

確認された交付額及び支出経費の内訳

(円)

議員名	交付確定額	支出科目	支出内訳	日付	
A	305,492	資料作成費	・ノートパソコン	99,800	3/21
			・プリンター	21,980	3/21
		広報費	・はがき (700 枚)	35,000	3/24
			・はがき (297 枚)	14,850	3/25
			・はがき (330 枚)	16,500	3/25
			・印刷代	39,900	3/24
計	228,030				
B	238,340	その他の経費	・インク	6,260	8/30
			・インク	890	1/9
			計	7,150	
C	331,070	資料作成費	・中古パソコン	35,150	9/16
			計	35,150	
D	317,606	広報費	・はがき (1000 枚)	50,000	11/7
			・インク	9,026	3/20
			計	59,026	
E	356,355	資料作成費	・電子辞書	28,500	7/9
			・同保証料	1,425	7/9
			・ノートパソコン	139,650	1/4
			・プリンター	19,155	1/4
			※パソコン・プリンターについては 158,805 円のうち、100,000 円を 計上している。		
計	129,925				
F	354,938	広報費	・ホワイト封筒	1,780	8/21
			・再生ケント封筒	2,307	8/25
			・再生ケント封筒	5,670	8/30
			・切手	9,280	10/15
			・郵便別納料金	87,700	10/22
			・似顔絵行状作成 3 点	9,000	12/20
			計	115,737	
G	355,568	広報費	・はがき (2300 枚)	115,000	7/25
			・印刷代 (2300 枚)	39,848	7/25
			計	154,848	

H	360,000	広報費	・はがき（3000枚）	150,000	8/1
			・はがき印刷代（3000枚）		
				63,000	8/8
			・はがき印刷代(2700枚)		
				191,700	12/18
		・はがき印刷代（160枚）			
			11,360	1/16	
		計	360,000		
<p>※支出合計は 416,060 円となる が交付額は 360,000 円が上限であるため交付確定額は 360,000 円となる。</p>					